

問22 過誤納等の手数料返還（四法共通）

特許印紙、現金納付又は口座振替で手数料を納付した場合で、

- ① 受理された書類で過誤納であることが分かりました。
 - ② 提出した書類が、不適法な手続の却下処分（特許法第18条の2第1項本文）又は行政指導の通知（受理しない旨の通知）を受けました。
 - ③ 特許出願（商標登録出願）で出願日が認定されず、出願却下処分を受けました。
- どうすれば手数料を返還していただけますか。

答： 納付した日から1年以内（納付した日から6月以上経って不適法な手続についての却下処分、出願却下処分（特許法第38条の2第8項、商標法第5条の2第5項）又は受理しない旨の通知がされた場合は、却下処分の謄本の送達又は受理しない旨の通知があった日から6月以内）に手数料の返還の請求をしてください（返還請求をする者がその責めに帰することができない理由によりこの期間内に返還請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内で、かつ、この期間の経過後6月以内に返還の請求をしてください。）。

手数料の返還の請求は「既納手数料返還請求書」（特許法施行規則様式第75）を提出して行います。

既納手数料返還請求書の様式見本

【書類名】	既納手数料返還請求書
(【提出日】	令和 年 月 日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願○○○○－○○○○○○
【返還請求人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【返還請求対象書類】	
【書類名】	
【提出日】	
【納付済金額】	
【適正納付金額】	
【返還請求金額】	
【返還金振込先】	
【金融機関名】	
【口座種別】	
【口座番号】	
【フリガナ】	
【口座名義人】	
【提出物件の目録】	
【物件名】	

(注意)

- 1 「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る手数料を納付した者を記載します。
- 2 「【返還請求対象書類】」の欄の「【書類名】」及び「【提出日】」には、特許願、出願審査請求書、手続補正書、出願人名義変更届、期間延長請求書、審判請求書のように返還を請求する

手数料を納付した手続に係る書類名及びその提出年月日を記載します。

- 3 「【納付済金額】」の欄には、当該手続書類に係る納付した手数料の額を「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで記載します。
- 4 「【適正納付金額】」の欄には、当該手続書類において適正に納付すべき手数料の額を記載します。なお、不適法な手続の却下処分（特許法第18条の2）又は行政指導の通知（受理しない旨の通知）に係る場合には「【適正納付金額】」の欄は設けるには及びません。
- 5 「【返還請求金額】」の欄には、返還を請求する手数料の額を記載します。
- 6 「【返還金振込先】」の欄には、次の要領で返還金を受けるべき返還請求人又は代理人の銀行口座について記載します。「【金融機関名】」には「〇〇銀行（金庫）〇〇支店」のように、「【口座種別】」には「普通預金」又は「当座預金」の別を、「【口座番号】」には「〇〇〇〇〇〇〇〇」のように口座の番号を、「【フリガナ】」には必ず片仮名で口座名義人の振り仮名を、「【口座名義人】」には当該口座の名義人の氏名又は名称をそれぞれ記載します。指定立替納付者による納付においては、【金融機関名】、【口座種別】、【フリガナ】、【口座名義人】及び【口座番号】の欄には「-」のようにハイフンをそれぞれ記載します。